

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一回一日發行)

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷二十二第

行發日一月一年五十正大

## 特別號

重複課税の本質……………	法學博士	神戸正雄
米穀關税と輸出地の米價……………	法學博士	河田嗣郎
世界經濟の成立過程……………	法學士	作田莊一
清酒庫出税と租税の立替……………	法學士	沙見三郎
西陣の補助業に就て……………	經濟學博士	本庄榮治郎
商品の萌芽形態 <small>に於ける</small> 社會的性質……………	經濟學士	谷口吉彦
マルクスの所謂社會意識形態 <small>に就いて</small> ……………	法學博士	河上肇
朝鮮産米増殖計畫と世論……………	法學博士	山本美越乃
家産制度の利弊……………	經濟學士	八木芳之助
海運に於ける表定運賃の特質……………	法學士	小島昌太郎

(禁轉載)

## 西陣の補助業に就て

本庄榮治郎

私は本誌其他に於て再三徳川時代の西陣に關する種々の方面の問題を論述した。其際自ら西陣の補助業に關することも、その論題の範圍内に於ては、取扱つた次第であるが、最近西陣の補助業に關する二三の史料を見ることが得たるため、改めて補助業についての一般的の記述を試みたいと思ふ。従つて既掲の二三論文と重複する所もあるが、その點は豫め讀者の諒察を乞ふ次第である。

### 一 緒 言

西陣の機業組織は頗る複雑であり、職業上の分業について見るも幾多の縦斷的分化(機業家專業)と横斷的分化(生産工程上の分業)とがあつて、相倚り相輔けて以て一の大なる組織をなして居る。然しながらそれ等の分業は決して初めより之れありしものにあらず、機業の發達に伴ふて一業より他業を分化し、從來同一人の手にて行はれ居たりしものが、岐れて數人の手を経て行はるゝに至つたものであつて、茲に述べんとする所の補助業についても亦同様である。

補助業とは原料商を別にして、原料に對する加工、及び製織の準備等を一の職業として行ふ所

のものをいふのであつて、所謂下職したやくとして知らるゝものがこれである。蓋し機業家の下に立ちてその仕事の一部をなす謂である。但、下職なる言葉は時には賃織業者をも包含する用例もないではないが、通常は染屋、練屋、紋屋其他の補助業者を指すものである。<sup>2)</sup>

現今補助業の数は頗る多きに上つて居るが、それ等すべての補助業が、もとより徳川時代に存在せしものではない。然らばとて幾何の補助業が當時存在せしかを確言することは困難であるが、練屋、染屋、紋屋、箆屋及び機道具屋の如きはその主なるものであらう。以下此等の補助業の中、蒐集し得た史料によつて知り得るだけのことについて、少しく述べやうと思ふ。

## 二 補助業の分立

徳川時代に補助業として存在せしものも、その初めに於ては機業家自身の手にて行はれてゐたものが、後に機業家の手を離れて別個の補助業として成立するに至つたものが少くない。これは機業従業者の増加、需要の増進、技術の進歩等によつて、各々其長技とする所のものを専らとするに至つて生ずる所のものであることはいふ迄もない。例へば練物、染物、紋様の諸業の如きはそれである。

糸練の作業については『西陣高機八組御仲ヶ間にて御織立被成候生糸煉方等の儀御仲ヶ間に而

2) 拙稿、近世四陣の労働問題、(經濟研究二卷三號6頁)

煉方被成候義者發端の儀に御座候處元祿年中の比、御仲ヶ間の内より煉物仕覺候者相分れ煉物職仕候義に付」云々とあるにより、元祿以前に於ては機業家自らが行ひしものなることは明かである。

「西陣天狗筆記」に「當時絲染るに紅は紅屋あり、亦に赤屋あり、藍に藍染屋有、紫に紫屋有、茶に茶染屋あり。絲染は織屋が已前手染に何色にても致たるもの也。夫に近世織屋數多故に夫々の染物屋出來るなり。練物屋も元來織屋が手練したるもの也。今は其下職が大勢の織屋を家數少の染物屋練物屋にて取締、染代、練代、高直むさばる。是は元來織屋が已前の如く染屋迄に心付て手染の心になればよし。」とあることは、練屋の外に染屋も亦織屋より分立したることを示すものであらう。

そののみならず紋屋の業務も亦、元來は機業家の手で行はれたものである。「西陣天狗筆記」に「已前は紋模様を仕込に織屋が手あげしたるものなりしに、萬治二年弟子市右衛門と申者に此職分を始て家業に爲致、西陣芝の圖子町へ宿道致、是あげ役家業にする始なり。其後年に至りてまた玉紋屋といふて別に出來たり。續きて花紋屋といふ出來たり。紋屋夫より西陣高機織屋繁昌にて追々家數多になるにつけて追々下職も出來る。紋屋にも追々別家出來る」とあるは、即ち紋屋成立の由來を説けるものであると同時に、紋屋自身の内にも紋屋、玉紋屋、花紋屋等の分派あり

1) 安政四年五月練物仲間より高機八組への差入申約定書之事

しことを示すものである。

### 三 機業家との關係

補助業者がその業態の上に於て機業家と密接なる關係を有することはもとより論ずる迄もなき所であるが、それは別問題として、補助業の成立が以上の如き關係であるから、主從的觀念の強かりし當時に於ては、織屋と此等の補助業者との間は、恰も宗支の關係を有するが如くに取扱はれ、織屋は練屋染屋に對して頗る優勢なる地位を占めて居た如くである。例へば練屋が何事も萬事高機八組の指圖に従ふ可きことを約せるが如き、又織屋が練屋染屋に對して、他國よりの注文を引受くること其他に對して一定の制限を加へしが如き即ち之れを證するものである。

先づ前者について見るに練屋の高機八組に致せる文書に

『練賃の義は御仲ケ間御定通にて格別入念可仕候』<sup>1)</sup>

『諸事八組様に相尋、何事に不寄、一々御内意申上候而御差圖通りに可仕候。御行事よりの御中附け諸事無違背御受申上候。(中略)又練物仲ケ間に新規の企事仕候へば是又早速御内通可仕候。何事も等閑一ヶ度に而も仕候へば練物職其御八組様御戻し可申候』<sup>2)</sup>

『其御仲ケ間八組様を御頼申上練爲致費候義に付、第一の御得意に御座候而』<sup>3)</sup>云々

1) 天保四年二月坂本屋庄五郎より八組への一札  
2) 天保八年正月蛭子屋藤兵衛より八組への一札  
3) 安政四年五月練物仲間より高機織屋への約定書

とある如きは即ち高機八組と練屋との主従的關係を示すものではないか。

更に後者について見るに徳川時代の中葉以後各地に機業が勃興し、西陣は最早従前の如き獨占的地位を擅にする能はざるに至り、此等新機業地と對抗するため、或は地方製品の京都移入額を制限し、或は原料生糸の供給を多からしめんとし、或は西陣の技術が他機業地に移植せらるゝことを防止せんとするに至つた。即ち製品、原料及び技術の三方面について西陣と新機業地との對抗關係を見得るものであるが、今茲に述べんとする所のは、最後の技術關係に屬する事柄の中、特に補助業に關することこれである。

練屋については天保八年二月及び安政四年五月の高機八組に對する約定書に

『一、田舎よりの練物類一切堅仕間敷候事。

但し右田舎より糸練に參り候は、預り置早速其御仲ケ間へ通達可仕候。

一、其御仲ケ間の御方様の内にも機數と不相應の糸練に參り候は、早速御届ケ可申候。且又其職筋に紛敷練物等參り候へば是又不隱置早速可申出候。勿論素人方よりの糸練堅仕中間敷候事。』

とある如き、又茶染仲間より高機織屋へ差出したる一札に

『近來他國に而御當地名産の諸織物追々織出候付西陣向諸織物自然と他國に而織出候様相成、

別而各々方織物高機類他國に而多出來いたし、其元來者御當地にて諸糸染方等致、差下し候方も有之候風聞承知致居候得共、我等仲ケ間に而は各々方諸織物不捌にも可相成儀と存、兼而諸糸染方之儀者他國に差下し候様是迄不致候得共、外方にて他國下し之儀被致候哉、是以不存申、且又虚言を申、糸染方誂に被參候方も有之候共我等仲ケ間におゐて者常々一同申合せ諸糸染方の儀是迄仕來候得意先之儀者格別、新規成方より申參候は、得と相糺候て不分明成方者染方一切不仕早速其御仲ケ間にも御沙汰可仕候。勿論御得意先に而も是迄仕來りより格別不相應に餘慶染方等被申參候は、是又相糺候而聊に而も不都合成義有之候は、御沙汰におよび、萬一以來他國に糸染遣候者有之候は、被仰次第執斗ひ可仕候<sup>5)</sup>。

「古來より田舎表染上ケ不仕旨被仰承知罷在候處、尙又此度被入御念被仰開候付、仲ケ間一統に得と申付置候間、此後若不相守不正之糸染方仕候もの有之候は、早速仲ケ間定法通急度取斗可仕候<sup>6)</sup>」

とあるが如き即ちそれであつて、技術の移植防止のために如何に腐心せしかを知ると同時に高機八組と此等補助業者との關係をも知るに足るものがあらう。

#### 四 補助業に關する仲間

5) 文政十一年十一月の一札

6) 天保六年六月の一札

(イ)練屋。上述の如く練屋は元祿の頃織屋より分立したるものであるが、天保八年に至つて彼等は一の仲間を組織するに至つた。然しこれは内部の仲間たるに留まるものであつて、公然官許を得たる株仲間たるものではなかつた。それで練屋は官許を得んことを申請しつゝあつたのであるが、偶々同十二年に一般に株仲間が廢止せらるゝこととなりそのまゝ實現を見るに至らずして止みしものである。然るに其後仲間再興のことありしたため、練屋は更に安政元年十二月再び株仲間を請ふに至つたのであるが、果してそれが聽許されしや否やは明かでない。以上の経過は次の文書によつて明かである。

「(上略) 私共渡世筋之者仲間立等の義も無之候付系練直段高下等も有之、其上御得意先々も糶取候義共出來、奉公人とも主人方不奉公仕候者共之取締等も難出來候付、私共渡世之者共義爲取締仲間立之義御願申上度旨、天保八酉年二月私共同職之者共十四人より八組御仲間間に御頼申上候處、段々御引合申上候上、其節別紙に約定書差入御承知被成下義に御座候處、其後仲間御免にも不相成候内天保度御改革に付諸仲間御取解被仰出右に付私共同職之者共より前段御願申上候願書共御下々に相成候付、私共義銘々之了簡を以、御得意先に御頼申上渡世相續仕候處、先般諸仲間御再興相成候段承知仕候付、私共同職九人之者共義、尙又如先年之、仲間立之儀御願申上度旨一統申談仕、則安政元寅年十二月東御役所様へ練物職仲間立之義

御願申上候處、願書上ケ置候様被仰渡置、此度私共義御召出に相成、仲ケ間立御願申上候義に付、外々より差支等無之哉之旨御尋被成下、其上八組御仲ケ間中迄も御召出に相成、私共練物職之者共仲ケ間立御願申上候義に付差支等無之哉之旨御尋御座候義に付、私共御引合被成下奉畏候」云々

この仲間の成立については、以上の文面に於ても明かなる如く職工徒弟の取締といふことが、少くとも一方の重要な原因をなして居る。同様の例を擧ぐれば

「然る處煉物之儀者已前より仲ケ間と申義者無御座候付、召遣ひ奉公人共迄も心得違にて職業相覺候而は他國亦は他の商賣筋に罷越相敷候付、兎角猥に相成候故、去寅年御改正已前迄者銘々渡世續を以、互に申合せ奉公人共義も示合せ正路に渡世仕、(中略)寅年御改正に付諸仲ケ間御取解に相成候付、私共商賣人共申合せし儀も夫々散亂仕候故、右已來我儘之取斗ひ仕、同渡世之内に而中争ひ等仕、又は數年來召抱ひ候奉公人共色々散亂相成候義も多分有之一同誠に迷惑心配而已罷在候折柄先般諸仲ケ間御再興被仰付、如已前夫々諸仲ケ間御取締に相成候段奉承知候。(中略)煉物屋仲ケ間相立惣代役之者取極メ奉公人共義も散亂不仕様示合仕、一同名前帳面奉差上渡世筋取締仕度此段奉願上」云々

「尤練物職之儀者乍聊も夫々煉方に寄、家傳有之候儀に而奉公人共職業第一の元手に御座候處、

1) 安政四年五月練物仲間より高機織屋への差入申約定書之事、  
2) 安政元年十二月練物屋惣代より奉行所へ提出せる口上書

奉公人共惡敷風儀にて職業相覺候者中途に主家罷出無理に暇を取同職筋の方に奉公に有付亦者他國に罷越相教兎角猥に相成(中略)仲ヶ間御免被成下候は、召抱に奉公人共不埒之儀有之暇遣候は、同商賣人共に申遣召抱不申様取極め候得者奉公人共義は實體に罷成、奉公大切に可相勤と奉存、尤候は、奉公人共義者不爲申、私共家業取締に相成連綿相續可仕義と奉存<sup>3)</sup>云々

同様のことは高機織屋仲間の成立についても見る所であつて、徳川時代における商工業仲間の多くは同業の發達を謀ると共に、同業者の取締監督に任じたものであり、従つて職工徒弟の取締といふことも仲間成立の一原因をなせしことが少からざる如くに思はれる。

天保八年二月の練物仲間と高機仲間との約定書によれば、前述せる田舎よりの練物注文を受けざるごと、高機仲間よりの機數不相應の練物の注文を受けざることを約定するの外、高機仲間の者が練物職を初むる場合、練物仲間への加入銀を徴收せざるごと、高機仲間に異議ある者を練物仲間へ加入せしめざるごと、作業日の協定、新規なる儀を決してなさざることを規定し、安政四年五月の約定書には、以上の外、更に糸練賃金の協定をも規定して居る。

練物仲間の人員は天保八年二月の文書では十四軒となつて居るが、安政元年十二月の文書には九人、同四年四月の文書には七人、同年同五月の文書には十人の者が記名してゐる。多少の増減のあつたこと、思はれるが、兎に角仲間員數の甚だ少なかつたことは明かである。

3) 安政四年四月練物職惣代より奉行所への就御尋口上書、  
4) 拙稿、近世西陣の勞働問題(經濟研究二卷三號7頁)

(口) 染屋。染屋については紅染、赤染、茶染其他の分業があり、仲ヶ間を組織せしものとして  
は紺屋、紅染、紫染、糸染、藍染、茶染、沙室上代染等のものがあつた。<sup>1)</sup>然しそれ等各種仲間の  
成立年代、性質、組織等は未だ明かでない。私の入手し得た材料は茶染仲間に關するものであつ  
て、文政十一年十一月のものには既に茶染仲間の名稱があるから、それより以前に同仲間の組  
織があつたことを推知し得るのみである。文書の内容は何れも前述の技術移植の防止并に染賃に  
關するものであつて、仲間の組織等について知り得べき材料のないことは遺憾である。たゞ紺屋  
仲ヶ間については仲間成立の事情が多少明かになつて居るが、<sup>2)</sup>當時の紺屋の職分は原料絲に加工  
するよりは、寧ろ主として形付の類であつたから、西陣機業家とは密接なる關係を有せざりしも  
の、如くに觀察せられる。

(註) 紺屋仲ヶ間は寶曆六年三月に紺屋營業者八十餘軒の者が奉行所に對し仲間取締のため年行事を置きたき旨を請願して許  
可され、茲に同年五月紺屋中對談の上、仲ヶ間定書を規定するに至つたものである。この營業者は當時上は中立賣より下は松  
原まごの間に住居し八十二軒の多數に上りしものであつて、これを方角によつて四組に分ち一組に二人宛の年行事を置いた。  
而して仲間組織の重なる原因は職工徒弟の取締に在つた。<sup>3)</sup>紺屋の職分は小紋、社袴、袴、着尺、羽織、夏物、無地類紋付、無  
紋類及び大中小形、地合何によらず小色さし入をなきる形付等である。小色さし入とは刷毛にて諸色を指込むものであつ  
て、此分は沙室上代染の職である。又、形付の中、形に糊を置き籠にて摺込む法がある。之を南京染と唱へ沙室上代染及び紺  
屋兩仲間共に之を行つた。この沙室上代染も寶曆年間に仲間を組織し、安永二年に沙室上代更紗染紺屋仲間と改稱した。天明

1) 京都府著名物産調 113頁

2) 同上、105-113頁

3) 拙稿、近世西陣の勞働問題(經濟研究二卷三號21頁)

の大火のために仲間の統制が紊亂したが、紺屋仲間は享和三年に至つて再興せられ、文化六年模様下染紺屋仲間がそれに加入り、文政年間には沙室上代更紗染紺屋仲間を合併し、之を上中下京の三組に分つた。所謂三紺屋と唱ふるものが是れである。天保の仲間廢止令の後、嘉永六年仲間制度の復興となり、安政の頃には三紺屋は彩色屋及び糊置職のものをも紺屋仲間に加せしめ、明治維新の後七八年の頃まで三紺屋仲間の名稱が存続して居つた。<sup>4)</sup>

(ハ) 箴屋。補助業の一たる箴業者二十九人の者が一の仲間を組織し(吳)の焼印札を以てその仲間の者の證となすに至りしは寶曆四年八月のことである。而もこれが組織を見るに至つた事情については奇怪なる訴訟事件が介在して居つた。今簡單にその要旨を述べれば、寶曆四年二月西陣般舟院前之町に住せる箴職紺屋平兵衛が居宅の普請をなさんと欲し、從來よりの出入の新町通寺之内上る大工職嘉兵衛に再三その旨を通じたけれども、嘉兵衛之に應せず、その理由を詰りたるに箴商賣は非人の營む所であるから、大工仲間の申合せにて箴職へは普請を請負はざることが判明した。是れ地方にてかの布機に用ゐる箴を、其處の番非人に調製せしむることがあり、これを「オサカキ」と稱したるため、西陣の箴屋をも右の「オサカキ」と混同したるためである。茲に於て箴屋等は大に憤慨し、同職二十九人連署して奉行所に出訴したが、審理の後西陣箴職は決して非人商賣たる「オサカキ」と同一のものに非ること判明し、嘉兵衛は叱責を蒙つて訴訟事件は落着いた。<sup>1)</sup>

4) 京都府著名物産調106-114頁、尙、當時の紺屋の職分については同書110-113頁に詳記されて居る。

1) 寶曆四年二月及び八月の文書

(註) 「人倫訓蒙圖彙」には「オサカキ」に接接の文字を充て、「竹をもつて品々に組なり。すべて機具、長縁オサカキ、打樋、椽等、品々の職人かはれり」と註してゐる。

然るに當時京都には右の訴訟事件に關係せざりし下京一貫町邊に居住せる箴屋連中もあり、又今後新箴屋も生すべきことであるから、將來再び同様の紛議を生じ、悪名を受けんことを恐れ、右訴訟事件に同一步調をとりし二十九人のものが結合して一の仲間を作り、以てこの仲間を屬するもの、箴職が決して賤業にあらざることを明かにすることゝした。前掲焼印札を受けた者は當初二十九人であつたが、其後これ等仲間員の兄弟及び年季を勤め終りし弟子等が自宅を構へて同職を營む場合には、其本家より申出で、焼印札を受け、その仲間に加し得ることゝした。尤他地方より來住せし新箴屋は一切この仲間に加はることが出来なかつた。當時の文書によれば仲間設立以後安永二年十一月までに新に加入せしものは十五名に上つて居る。かくの如くにして箴屋仲間間が結成せられたものであるが、その成立の原因は他の仲間成立の場合と著しく異つて居り、殆んど他に類例を見ざる所であるが、仲間組織の後に、新加入者を仲間員の親戚及び弟子に限り、他地方よりの來住者を加入せしめざりしこと等は他の仲間間に於けると同様であり、同業者取締の職分も自ら生じ來りしことゝ考へられる。

## 五 餘 論

以上徳川時代における西陣の補助業につき、その史料の手元に存するものについて、若干の記述を試みた。維新以後社會經濟上の變化は西陣機業にも多大の影響を與へたものであるが、補助業の種類についても自ら變化を生じた。これは舊來の組織の下に於ける分業の發達から多くの補助業が派生せしことのみならず、機業上における新組織新技術の應用から新たな分業を生じたことも少くない。例へばジャカード織機の輸入に伴うてこれに關する織機其他の新分業を生じ、紋鑿業が起り、動力の利用よりして器械的の撚糸業が起りし如きその一例である。而して紋鑿業者によつて穿孔された紋紙を編綴することは、機業家の手にて行はれたこともあるが、明治の末年には、これがまた一個の紋編業として別個の補助業を形成するに至つた。かくて新しき一業は更に新しき他の一業を派生して、西陣の機業は今日見るが如き複雑なる組織をなすに至つたものである。然し一方には練染の合業も行はれてゐることは注意すべき點であつて、分業のみが存するわけではないが、分業の勢は甚だ大なるものがある。此等維新以後の補助業の發達については、之を他日の機會に譲り、本稿は一先づ茲に筆を擱く。